

観光産業の魅力発信に係るWebページ作成等業務 業務仕様書

1 業務の目的

人口減少社会により、今後若手人材を確保することがさらに厳しい状況となることに加え、観光業界においては、安定性や将来性に対してのマイナスイメージが強まっており、就職希望者が少なくなっている。こうしたなか県では、転職希望者や、担い手となる若者・その保護者に向けて観光産業の魅力を発信するため、本年度観光産業の魅力発信ポータルサイト「みえ観光人材みらいNAVI」（以下、ポータルサイトとする。）を立ち上げ、将来的な担い手の確保に取り組んでいる。

本事業は、ポータルサイトの内容をさらに充実させ情報発信を促進することで、観光産業のイメージアップを図り、県内観光産業への就業意欲を喚起し人材確保につながることを目的として、ポータルサイトに係るWebページの作成、ポータルサイトの周知に係るリーフレット作成を委託するものである。

2 業務名

観光産業の魅力発信に係るWebページ作成等業務

3 契約期間

契約日から令和7年3月24日（月）まで

4 業務内容

業務の内容は、以下の（1）～（5）とする。

（1）観光産業の紹介ページの作成

- ・ポータルサイト「みえ観光人材みらいNAVI」（<https://mie-kanko-mirai-navi.pref.mie.lg.jp/>）の内容を充実させるため、観光産業に関する紹介ページを作成すること。
- ・①観光産業とはどのような産業であるか、②観光産業の様々な業種や業務、③観光産業にはどのような働き方があるか、について紹介するページを作成すること。なお、当紹介ページはポータルサイトに掲載することとし、掲載作業はポータルサイト作成事業者にて行う。
- ・「①観光産業とはどのような産業であるか」については、観光産業がすそ野の広い産業であり様々な業種に関わりがあることや、観光産業が魅力的な産業であることを、イラスト等を用いて視覚的にわかりやすく紹介すること。
- ・「②観光産業の様々な業種や業務」については、少なくとも以下表の業種・業務について写真もしくはイラスト付きで、業務内容を簡潔に説明する文章をつけ、紹介すること。

業種	業務
宿泊業（旅館・ホテル等）	宿泊、料飲、宴会、調理、営業等
飲食業	調理・配膳等
娯楽業（テーマパーク）・ 教育、学習支援業（博物館・水族館 等、体験施設）	・施設での受付、誘導、案内等 ・店舗での販売、飲食の提供、企画等
小売り（土産物店）	販売、商品開発・企画等
運輸業（鉄道・バス・タクシー）	運転、沿線等の観光商品企画、ガイド等
旅行業	旅行商品の企画、ツアーコンダクター、 ガイド等
観光協会・DMO	プロモーション、マーケティング等

- ・「③観光産業にはどのような働き方があるか」については、様々な働き方について紹介すること。なお、少なくともギグワーク、スポットワーク、現地滞在型短期アルバイトについて紹介すること。

（２）インタビュー記事の作成

- ・業種別に県内観光産業の従業員等のインタビュー記事を作成すること。
- ・インタビュー人数は3名以上とし、インタビュー内容は少なくとも業務内容・働き方、働くきっかけ、仕事に対する思いを含み、1人あたり2,000字程度とする。
- ・インタビューする事業者への連絡、スケジュール調整等、インタビュー実施に係る一切の調整は、受託事業者が実施すること。
- ・インタビューする事業者の選定については、県から事業者リストを提供するが、独自にインタビュー先を提案することも可能とする。ただし、インタビュー先は、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）または暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団をいう。）が経営等に関与していないことや、公序良俗に反する営業を行っていないなど当然遵守すべき内容を遵守した事業者であること。
- ・働き方改革・生産性向上等に積極的に取り組んでいる事業者を選定すること。
- ・インタビューの対象者は、同一の業種とせず、かつ地域性（同一の地域としない）に配慮すること。
- ・インタビューする事業者は、最終的に県と協議の上確定させること。
- ・許可等が必要な場合は、費用の支払いも含めて一切の手続き等を受託者の負担により行うこと。
- ・人物の掲載等にあたっては書面で同意を得るなど、肖像権を侵害しないようにすること。

(3) インタビュー記事の掲載まとめページの作成

- ・「(2) インタビュー記事の作成」において作成したインタビュー記事を掲載するまとめページを作成すること。なお、当該掲載まとめページはポータルサイトに掲載することし、掲載作業はポータルサイト作成事業者にて行う。
- ・インタビュー記事の掲載まとめページは、「(2) インタビュー記事の作成」にて作成した記事だけでなく、今後もインタビュー記事の追加があることを前提としたデザインとすること。
- ・インタビュー記事の掲載まとめページは「WordPress」を用いて作成することとし、今後県がインタビュー記事の追加掲載を容易に行えるようにすること。なお、「WordPress」の使用が困難な場合は別途協議すること。
- ・「WordPress」のバージョンは常に最新の状態となるようアップデートすることとし、更新にあたっては動作確認及びバックアップをあわせて行うこと。

(4) Web ページ作成にかかる留意点

(全体の機能要件)

- ・ドメインについては、メインドメインの一部として新しいディレクトリを設定するため、それを活用してWeb ページを作成すること。
- ・キーワード検索の際に上位に表示されるようSEO対策（検索エンジン最適化）を施すこと。
- ・Web ページ閲覧者にかかるアクセス解析機能を設けるとともに、解析データのcsvダウンロード機能を設けること。解析には原則「Google Analytics」を用いることとし、使用が困難な場合は別途協議すること。
- ・ポータルサイトのサーバは、さくらのレンタルサーバビジネスプロを利用しているため、サーバレンタル費用は見積りに計上する必要はない。
- ・テストサイトを作成し、公開前に県が事前に確認できるようにすること。
- ・ポータルサイト作成事業者と適宜協議・調整のうえ、作業を行うこと。なお、ポータルサイト側の作業はポータルサイト作成事業者が実施する。

(デザイン)

- ・全ページをレスポンシブルウェブデザインとし、PC・スマートフォン等使用媒体に合わせて表示を最適化すること。
- ・作成した全てのWeb ページはポータルサイトに掲載するため、ポータルサイトとの一貫性が保たれるデザインとすること。なお、ポータルサイトで使用しているイラストについては、ポータルサイト作成事業者から提供可能とする。
- ・Web ページ上部には、メインビジュアルを作成すること。
- ・Web ページには、ポータルサイトと同様のヘッダー、フッターを備え付けること。なお、ヘッダー、フッターのデータは、ポータルサイト作成事業者から提供する。
- ・画像やイラスト、人物等の素材を使用する際には、著作権、肖像権等の問題が発生しないようにすること。著作権、肖像権等の許諾が必要な場合は、費用の支払

いも含めて一切の手續等を受託者の負担により行うこと。

(管理運営・動作保障)

- ・障害対応、保守・点検、不正アクセス防止等のセキュリティ対策及び効果測定を行い、その結果をもとに、継続的に管理運営方法の改善を行うなど、ウェブサイトの安定稼働に努めること。また、必要に応じて、最新のバージョンへのアップデートを実施すること。
- ・管理者画面等については県の利用環境として、OSはWindows10及びWindows11、ブラウザはMicrosoft Edge及びGoogle Chromeでの動作確認を行うこと。
- ・一般利用者環境として、特定のブラウザに依存がなく閲覧ができるよう、特にMicrosoft Edge、Safari、Chrome、Firefox等での動作確認を行うこと。

(保守サポート)

- ・円滑な運用を確保するため、運用マニュアル・各種手順等を作成し、必要に応じて操作方法の説明を行うこと。
- ・障害が発生（不正なアクセスやシステムへの攻撃、ウイルス等による障害の発生を含む。）した場合には、速やかに県に報告を行った上で、障害箇所の切り分け作業、影響範囲の調査、即時対応、根本対応を行うこと。

(その他)

- ・契約満了もしくは契約解除に伴ってサイト保守業者が変更となる場合は、契約期間中の業務履行に支障をきたさないことに留意するとともに、新規受託業者の業務履行に問題が発生しないように十分な引継ぎを行うこと。
- ・権利関係や特殊費用の発生等が生じないような処置を行うこと。また、これらにかかる経費は、契約金額に含まれるものとする。

(5) リーフレットの作成

- ・観光産業の魅力発信を促進するにあたり、ポータルサイトの広報となるリーフレットを作成すること。なお、リーフレットの内容はポータルサイトの概要及び業務仕様書4(1)観光産業の紹介ページの作成における観光産業の業種・業務の紹介を主とする。
- ・リーフレットの規格は、以下とすること。
 - サイズ：出来上がりA4サイズ(A3二つ折り)
 - ページ数：4ページ(表紙・裏表紙含む)
 - カラー：全ページフルカラー、色数指定なし
 - 納品データ：PDF、aiデータ
- ・リーフレットの電子データ(PDF)はポータルサイトに掲載する。なお、この掲載作業はポータルサイト作成事業者にて行う。
- ・ポータルサイトに掲載する電子データ(PDF)は、印刷できる形式とすること。
- ・成果物としての製本(印刷)は求めない。ただし、打合せ時等で必要となる場合は適宜印刷すること。

5 事業実施報告書の作成

事業全体の実施内容を記載した事業実施報告書を作成すること。

6 業務遂行体制

(1) 業務担当者等

契約締結後、速やかに業務担当者及び作業員（後方支援者も含む）について、書面で報告すること。業務担当者及び作業員に変更・追加が発生する場合も同様とする。

(2) 連絡体制

緊急時の連絡体制を確保し、連絡体制図（後方支援体制を含む）を提出すること。連絡体制に変更・追加が発生した場合も同様とする。

(3) その他

業務担当者及び作業員は、県庁舎内及び観光事業者の事業所等において業務を遂行する際は、社員証等の受託者であることが証明できるものを携帯すること。

7 納品物

- (1) 事業実施報告書：電子媒体、紙媒体（原則としてA4版、両面印刷）各1部
- (2) 運用マニュアル：電子媒体 1部
- (3) リーフレット：電子データ（PDF、aiデータ） 各1部
- (4) その他実施内容の説明に必要なと思われる資料

8 納入場所

下記14に示す所属

9 納入期限

令和7年3月24日（月）

10 費用の負担

本業務の履行に必要な備品は、受託者が負担すること。

11 業務実施上の条件

- (1) 業務の遂行や仕様書に記載のない事項は、三重県と協議のうえ決定し進めること。
- (2) 上記協議の結果、業務実施内容が変更となる場合がある。業務実施内容の変更や、委託金額の増減があった場合は、委託業務の額の変更契約を締結することがある。

12 損害賠償

- (1) 受託者の故意または過失により人身、施設等に損害が発生したときは、すべて受託者が賠償の責任を負うものとする。
- (2) 受託者は、受託者の責めに帰すべき事由により三重県に損害を与えた場合は、そ

の損害を賠償する責めを負うものとする。

- (3) 受託者の使用人が、業務遂行中に被った被害については、三重県は一切の責めを負わないものとする。ただし、三重県の責めに帰する場合はこの限りではない。

13 特記事項

- (1) 事業実施にあたって、契約書および本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、県と協議して実施するものとする。
- (2) 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは速やかに県に報告し、その指示に従うこと。
- (3) 業務遂行において疑義が生じた場合は、県と協議し、その指示に従うこと。
- (4) 県は、必要に応じ、受託先を訪問して状況確認を行うとともに、実地および書面による検査を実施することができるものとする。
- (5) この契約に係る会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存すること。
- (6) 本委託業務で取得した個人情報の取扱いについては、個人情報の取扱いに係る関係法令を遵守すること。個人情報の取扱いに係る関係法令に違反した場合には、罰則の適用があるので留意すること。
- (7) 本業務により発生した成果物の所有権は、引き渡し完了したときに県に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条および第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。）および成果物のうち県又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。
- (8) 受託者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」（以下「暴力団等排除要綱」という。）第2条に規定する暴力団（以下「暴力団」という）、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
- ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 県に報告すること。
 - エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、県と協議を行うこと。
- (9) 受託者が（8）のイ又はウの義務を怠ったときは、暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。
- (10) 障がい理由とする差別解消の推進
受託者は、業務を実施するにあたり、障がい理由とする差別の解消の推進に

関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとする。

14 担当部局

三重県観光部観光戦略課 山際、櫻井

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

電話：059-224-2830

Email：kankost@pref.mie.lg.jp